

平成27年第1回

上ノ国町総合教育会議議事録

日時：平成27年8月31日(月)午後3時30分

場所：上ノ国町総合福祉センター 会議室

－上ノ国町教育委員会－

## 上ノ国町総合教育会議議事録

1. 日時：平成27年8月31日（月）午後3時35分から午後4時45分
2. 場所：上ノ国町総合福祉センター会議室（はまる①）
3. 出席者（敬称略）  
  
町長部局：工藤昇町長  
教育委員会：加賀俊昭委員長、八十科剛教育委員、永田勝教育委員  
福士智子教育委員、矢代智樹教育長
4. 庶務：上野敦也教育委員会事務局長
5. 開会（上野事務局長）
6. 町長あいさつ

平成二十七年四月一日に一部改正、施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第一条の四第一項に「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議事項や、児童・生徒の生命等に関する緊急事態の措置などを協議するために、総合教育会議を設けるものとする」ことが規定され、このことから、上ノ国町総合教育会議の設置要綱を定め、本日会議を招集したところ、全委員ご出席いただきましたこと、厚く御礼申し上げますとともに、本会議の趣旨ご理解いただき会議のスムーズな運営にご協力お願い申し上げます。

### ※ 上ノ国町総合教育会議設置要綱について

町長：それでは、上ノ国町総合教育会議設置要綱について、教育委員会事務局長の方から説明致します。

教育委員会事務局長：

説明に先立ちまして、総合教育会議の事務局についてお話させていただきます。

総合教育会議の運営に当たり必要となる、開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、首長が総合教育会議を設け、招集する事に鑑み首長部局で行う事が原則となっておりますが、一方地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることも可能であるとされております。

従って、上ノ国町では今後の本会議開催などについても教育委員会に併せた日程で開催することが委員の皆様方に置かれましても何かと好都合であろうと考えられる事や、諸般の事務手続き上の簡素化も考慮し、教育委員会事務局が執行する事となりましたので冒頭お知らせ致します。

※ 上ノ国町総合教育会議の設置要綱について説明

町長：事務局長の方から説明がございましたが、改正法の規定に基づき、上ノ国町長の責任において定めたものですのでご了承をお願い致します。

全員：了承する。

協議事項

「上ノ国町教育振興に係る大綱」について

町長：「上ノ国町教育振興に係る大綱」は、改正法の第一条の三第一項で、「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されたことに伴い、本町においてもこれを定めるものであります。

この大綱の具体的な内容を要約すると、国の教育振興基本計画を参酌すること。大綱の期間は、概ね四～五年程度を想定されていること。

大綱の主たる記載事項についての一般論としての想定は、首長の権限に係る予算や条例等に関する事項の記述をすることなども想定されたものとなっております。また、市町村の教育委員会が教育基本法に規定する教育振興基本計画を定めている場合は、総合教育会議で協議・調整し、その教育振興基本計画を大綱に代えることができるものとされています。上ノ国町では、本町教育委員会が平成二十二年度から平成三十一年度までの十カ年計画として策定しており、町の総合計画とも合致していること、また、教育は百年の計とも言われ、教育を進める上での根幹を安易に変更すべきでは無いとの考えに立脚すべきものと考えます。

従って、その計画を基調として、町長が定める大綱に代えることが最も適当であると判断致しておりますので、このことについて提案し協議頂きたいと考えています。

尚、大綱の詳細などにつきましては、教育委員会事務局長より説明いたします。

また、説明後ご意見等をいただきたいと思います。

教育委員会事務局長：(大綱について、修正箇所等について説明する。)

教育長：只今の町長からの大綱に関する提案は、大変ありがたいと考えております。上ノ国町教育振興基本計画は、教育委員会が平成三十一年度までの学校教育は基より、社会教育・文化財保護活用等について取り組むべき方向性について、「一人ひとりが輝くまち 暮らしやすいまち協働で未来を築くまち」の実現を目指して策定された「第五次上ノ国町総合計画」との整合性をはかりつつ、「まちづくりはひとづくり」を基本理念とし、学校・家庭・地域社会の「連携」との視点を踏襲しながら、「学校教育・社会教育・文化財の保護と活用」の推進を大きく三つの柱として基本目標に掲げ、各種の教育施策を展開すべく検討し策定したものとなっております。

この教育振興基本計画を、町長が定める大綱に代えるとの提案は、教育委員会の教育行政運営について信頼を頂いているものであり、教育委員会としてもこの教育振興基本計画の着実な推進に向けて取り組むことが大切であるとの思いを更に強く持ったところであります。

大綱に関する提案について、教育委員会としては異議ございませんことを申し添えます。

町長：他に意見等ありますか。

全員：異議無し。

町長：異議無しとのことで、上ノ国町教育振興基本計画を基調とし現状に見合った加除訂正を加えたお配りの大綱にて、首長が定める大綱に代えることでこの会議での協議・調整が整ったものとします。

町長：それでは、次に会議日程5教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術、及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議・調整ということで、1号から7号について事務局から説明を致します。

教育委員会事務局長：(事務局長から資料に基づいて説明を行う。)

※説明の内容は以下の項目

- (1) 学校等の施設の整備(学校耐震を含む)
- (2) 教職員の定数確保
- (3) 学校への専門人材や、支援員の配置
- (4) 就学援助の充実・状況
- (5) 学校統廃合について(統廃合後の各校の状況)
- (6) いじめ防止対策(平成 27 年度いじめ・不登校等に関する状況)
- (7) その他
  - ・平成27年度小中学校における児童・生徒の実態について

・小中学校における特別な支援を必要とする児童生徒の実態について

町長： ただいま、教育委員会事務局長より、様々の観点から現在の学校教育に関する説明がありました。何か質疑等ございますか。

町長： 上ノ国小学校のグラウンドの整備についての質問

事務局長： 質疑に対する回答を行う。

教育長： 補足説明

町長： いずれにしても、施工方法も含め検討してほしい。

事務局長： 検討するに当たり施工方法や補助金等についても今後検討していきたい。

町長： いじめの状況、及び給食費の補助についての質問

事務局長： 質疑に対する回答を行う。

教育長： 補足説明

町長： いじめに対する取り組みについては、学校はもとより多角的な取り組み対応をこれまで以上に行ってほしい。

町長： 学校医である上ノ国診療所の所長より中学校2年生にピロリ菌の検査を行いたいと申し入れがあったことから、保健福祉課へも話しており、後ほど教育委員会へ協議があると思います。

町長： 他に何かありますか。

全員： 特になし。

町長： それでは第1回目の総合教育会議を終了いたします。